

阪神水道企業団からの提供資料

平成14年10月21日  
阪神水道企業団

第5回水需要管理WG (2002.9.10) 資料 「阪神水道」と4市の水余り について

・ P2 2) 今の計画は24年前の決定!

第5期拡張事業(5拡)の実施や構成4市(神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市)への水量配分は構成4市の要望に基づき、構成4市の市長、議員等により構成される阪神水道企業団議会において昭和49年2月に議決され、昭和53年8月に第5期拡張事業の厚生省認可(厚生省 第560号)を受け事業を実施している。

計画給水量の変更等5拡事業の見直しについては阪神水道企業団議会で議論されることとなるが、今までに構成4市の方から見直しについて提案されたことはない。それぞれの市の将来計画に必要な社会基盤のひとつとして適切な水源確保をされていると考えている。

・ P2 3) 水需要予測をせずに決められた計画値

水需要予測をせずに決められた計画値、5拡事業の一日最大給水量の計画値(1,289,900m<sup>3</sup>)は、実は需要予測などの検討を経て決められたものではありません。 という表現は事実と異なり、適切な表現ではない。

5拡事業の一日最大給水量の計画値は、構成4市の要望に基づき計画されている。その妥当性については、5拡事業の厚生省認可(水道法に基づく行為)を行うにあたり、水需要予測についても厚生省(当時)で審査され、認可変更を行ったものである。

5拡事業の認可変更を行った昭和53年当時は、5拡事業に充当する水源としては琵琶湖総合開発しかなく、水利権が不足している状況であった。その後、日吉ダム、琵琶湖総合開発の転用(尼崎市工業用水)、猪名川総合開発、丹生ダムに参加することで必要な水利権を確保したものである。